

平成27年第3回定例会（12月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案）

平成27年12月8日
総務部

【予算関係】

資料1 平成27年度12月補正予算（平成27年12月8日追加提案分）
に関する説明資料

（財 政 課）

【議案関係】

資料2 「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第298号）

（人 事 課）

資料3 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」
について（議案第299号）

（人 事 課）

資料4 「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第300号）

（人 事 課）

資料5 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第301号）

（人 事 課）

資料1 (追加補正予算関係)

平成27年12月8日
財政課

平成27年度12月補正予算

(平成27年12月8日追加提案分) に関する説明資料

(議 案 第 2 9 5 号)

平成27年度12月補正予算(平成27年12月8日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額	内 訳	減 額	内 訳
1 県 税					
2 地方消費税清算金					
3 地 方 譲 与 税					
4 地方特例交付金					
5 地 方 交 付 税					
6 交通安全対策 特別交付金					
7 分担金及び負担金					
8 使用料及び手数料					
9 国 庫 支 出 金	138,074	職員費(教育費負担金)	138,074 (14,609,912 → 14,747,986)		
10 財 産 収 入					
11 寄 附 金					
12 繰 入 金	927,115	財政調整基金	927,115 (1,335,863 → 2,262,978)		
13 繰 越 金					
14 諸 収 入					
15 県 債					
合 計	1,065,189	610,909,425→611,974,614			

平 成 2 7 年 度 1 2 月 補 正 予 算 (平 成 2 7 年 1 2 月 8 日 追 加 提 案 分) 主 要 な 目 的 別 増 減 調 書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額	内 訳	減 額	内 訳
1 議 会 費	4,734		議員報酬費 職員給与費	2,444 (605,601 → 608,045) 2,290 (267,943 → 270,233)	
2 総 務 費	63,161		職員給与費	63,161 (10,496,534 → 10,559,695)	
3 民 生 費	17,581		職員給与費	17,581 (2,063,856 → 2,081,437)	
4 衛 生 費	24,059		職員給与費	24,059 (2,786,197 → 2,810,256)	
5 労 働 費	4,569		職員給与費	4,569 (624,841 → 629,410)	
6 農林水産業費	52,431		職員給与費	52,431 (6,470,655 → 6,523,086)	
7 商 工 費	17,905		職員給与費	17,905 (2,177,965 → 2,195,870)	
8 土 木 費	36,401		職員給与費	36,401 (4,243,756 → 4,280,157)	
9 警 察 費	138,155		職員給与費	138,155 (19,765,010 → 19,903,165)	
10 教 育 費	706,193		職員給与費	706,193 (88,842,431 → 89,548,624)	
11 災害復旧費					
12 公 債 費					
13 諸 支 出 金					
14 予 備 費					
合 計	1,065,189	610,909,425→611,974,614			

平成 27 年度 12 月 補正予算 (平成 27 年 12 月 8 日追加提案分) 主要な性質別増減調書

(単位: 千円)

区 分	増 減 額	増 額	内 訳	減 額	内 訳
1 人 件 費	1,065,189		教育委員会給与費 知事部局等給与費 警察本部給与費	706,193 (88,914,334 → 89,620,527) 220,841 (29,777,194 → 29,998,035) 138,155 (19,771,358 → 19,909,513)	
2 物 件 費					
3 扶 助 費					
その他の行政経費					
積立金					
投資及び出資金					
貸付金					
4 維持修繕費					
5 補助投資事業費					
6 単独投資事業費					
7 補助災害復旧事業費					
8 単独災害復旧事業費					
9 国直轄事業負担金					
10 公 債 費					
11 繰 出 金					
合 計	1,065,189	610,909,425→611,974,614			

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」 について
 （議案第 298 号）

平成 27 年 12 月 8 日

人 事 課

1 改正内容

県議会議員に対する期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

支給期	現 行	改 正 後	
		平成 27 年度	平成 28 年度以降
6 月	1. 45 月	1. 45 月	1. 50 月 (0. 05 月)
12 月	1. 50 月	1. 55 月 (0. 05 月)	1. 50 月 (△0. 05 月)
年間計	2. 95 月	3. 00 月 (0. 05 月)	3. 00 月

() 内は直前の支給月数からの増減

2 施行期日等

平成 27 年度支給分 公布の日施行、平成 27 年 12 月 1 日適用

平成 28 年度以降支給分 平成 28 年 4 月 1 日施行

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百五十五」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
（議案第 299 号）

平成 27 年 12 月 8 日

人 事 課

1 改正理由

人事委員会からの職員の給与に関する勧告を受け、県職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当等の額を改定する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条、第 2 条）

① 本年の給与改定

県内民間給与との均衡を図るため、給料等の改定を行う。

ア 給料

若年層に重点をおいて引き上げる。（別表第 1 から別表第 6）

※ 平均改定率 0.27%（行政職）

イ 初任給調整手当

医師等に対する支給限度額を引き上げる。（第 9 条の 2 関係）

現行 410,900 円 → 改正後 412,200 円

ウ 期末・勤勉手当

年間支給月数を引き上げる。（第 22 条関係）※詳細別紙

職員の区分	現 行	改正後	増 減
一般の職員	3.95 月	4.05 月	0.10 月
再任用職員	2.10 月	2.15 月	0.05 月

② 給与制度の総合的見直し

国家公務員における俸給表や諸手当のあり方を含めた「給与制度の総合的見直し」に準じ、世代間の給与配分の見直し等による給料・諸手当の改定を行う。

ア 給料

若年層は引き上げ、中高年齢層は引き下げる。（附則第 2 項、別表第 1 から別表第 6 関係）

※ 平均改定率 △0.85%（行政職）

イ 初任給調整手当

医師等に対する支給限度額を引き上げる。（第 9 条の 2 関係）

改正前 412,200 円 → 改正後 413,300 円

ウ 地域手当

支給割合を引き上げる。(第11条の2、第11条の3関係)

東京都特別区 18% → 20%

大阪市 15% → 16%

名古屋市 12% → 15%

エ 単身赴任手当(第12条の2関係)

基礎額及び加算額の限度額を引き上げる。

基礎額 23,000円 → 30,000円

加算額 6,000～45,000円 → 8,000～70,000円

オ 管理職員特別勤務手当

対象となる勤務の範囲を拡大し、管理監督職員が災害等により平日深夜に勤務した場合、6,000円の範囲内の額を支給する。(第18条の2関係)

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条～第6条)

① 本年の給与改定

ア 給料

任期付研究員及び特定任期付職員に係る給料月額を引き上げる。

イ 期末手当

任期付研究員及び特定任期付職員の年間支給月数を引き上げる。※詳細別紙

現 行	改正後	増 減
2.95月	3.00月	0.05月

② 給与制度の総合的見直し

任期付研究員及び特定任期付職員に係る給料月額を引き下げる。

3 施行期日等

(1) 本年の給与改定

給料・初任給調整手当 公布の日施行・平成27年4月1日適用

期末勤勉手当 (平成27年度分) 公布の日施行・平成27年12月1日適用

(平成28年度以降分) 平成28年4月1日施行

給与制度の総合的見直し

平成28年1月1日施行 ※地域手当、単身赴任手当については所要の経過措置

(2) 給与制度の総合的見直しによる改定後の給料月額が改定前の給料月額に達しない場合は、経過措置として、3年間その差額を支給する。

(3) その他所要の規定の整理を行う。

期末・勤勉手当の改定について

再任用職員以外の職員

		特定幹部職員以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			27年度	28年度以降		27年度	28年度以降
6月	期末	117.5/100	117.5/100	117.5/100	97.5/100	97.5/100	97.5/100
	勤勉	72.5/100	72.5/100	77.5/100 【5/100】	92.5/100	92.5/100	97.5/100 【5/100】
		190/100	190/100	195/100 【5/100】	190/100	190/100	195/100 【5/100】
12月	期末	132.5/100	132.5/100	132.5/100	112.5/100	112.5/100	112.5/100
	勤勉	72.5/100	82.5/100 【10/100】	77.5/100 【△5/100】	92.5/100	102.5/100 【10/100】	97.5/100 【△5/100】
		205/100	215/100 【10/100】	210/100 【△5/100】	205/100	215/100 【10/100】	210/100 【△5/100】
計	期末	250/100	250/100	250/100	210/100	210/100	210/100
	勤勉	145/100	155/100 【10/100】	155/100	185/100	195/100 【10/100】	195/100
		395/100	405/100 【10/100】	405/100	395/100	405/100 【10/100】	405/100

【 】内は、直前の支給割合からの増減

再任用職員

		特定幹部職員以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			27年度	28年度以降		27年度	28年度以降
6月	期末	62.5/100	62.5/100	62.5/100	52.5/100	52.5/100	52.5/100
	勤勉	35/100	35/100	37.5/100 【2.5/100】	45/100	45/100	47.5/100 【2.5/100】
		97.5/100	97.5/100	100/100 【2.5/100】	97.5/100	97.5/100	100/100 【2.5/100】
12月	期末	77.5/100	77.5/100	77.5/100	67.5/100	67.5/100	67.5/100
	勤勉	35/100	40/100 【5.0/100】	37.5/100 【△2.5/100】	45/100	50/100 【5.0/100】	47.5/100 【△2.5/100】
		112.5/100	117.5/100 【5.0/100】	115/100 【△2.5/100】	112.5/100	117.5/100 【5.0/100】	115/100 【△2.5/100】
計	期末	140/100	140/100	140/100	120/100	120/100	120/100
	勤勉	70/100	75/100 【5.0/100】	75/100	90/100	95/100 【5.0/100】	95/100
		210/100	215/100 【5.0/100】	215/100	210/100	215/100 【5.0/100】	215/100

【 】内は、直前の支給割合からの増減

任期付研究員・特定任期付職員

		現行	改正後	
			27年度	28年度以降
期末手当	6月	145/100	145/100	150/100 【5.0/100】
	12月	150/100	155/100 【5.0/100】	150/100 【△5.0/100】
		295/100	300/100 【5.0/100】	300/100

【 】内は、直前の支給割合からの増減

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（初任給調整手当） 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて支給する。 一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万二千二百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万三百円 三・四 略 2・3 略 （勤勉手当） 第二十二条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない	（初任給調整手当） 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて支給する。 一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万九百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万円 三・四 略 2・3 略 （勤勉手当） 第二十二条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

3
5
略

附 則

1
4
略

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八二五（特定幹部職員にあつては、百分の一・〇二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

6
7
略

※ 別表第一から別表第六までの給料表の新旧対照表は略

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額

3
5
略

附 則

1
4
略

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・七二五（特定幹部職員にあつては、百分の〇・九二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

6
7
略

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（初任給調整手当） 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて支給する。 一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万三千三百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万五百円 三・四 略 2・3 略 （地域手当） 第十一条の二 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 一級地 百分の二十 二 二級地 百分の十六	（初任給調整手当） 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて支給する。 一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万二千二百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万三百円 三・四 略 2・3 略 （地域手当） 第十一条の二 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 一級地 百分の十八 二 二級地 百分の十五

三	三級地	百分の十五
四	四級地	百分の十二
五	五級地	百分の十
六	六級地	百分の六
七	七級地	百分の三

3 略

第十一条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第十二条の二 略

2 単身赴任手当の月額は、三万円 (人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円 を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3・4 略

(管理職員特別勤務手当)

第十八条の二 第九条第一項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

三	三級地	百分の十二
四	四級地	百分の十
五	五級地	百分の六
六	六級地	百分の三

3 略

第十一条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第十二条の二 略

2 単身赴任手当の月額は、二万三千元 (人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、四万五千元を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3・4 略

(管理職員特別勤務手当)

第十八条の二 第九条第一項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第九条第一項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 前三項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（期末手当）

第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三まで及び附則第三項第三号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百十七・五、十二月に支給する場合においては百分

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（期末手当）

第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三まで及び附則第二項第三号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百十七・五、十二月に支給する場合においては百分

の百三十二・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條及び附則第六項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の九十七・五、十二月に支給する場合には百分の百十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 略

3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第三項第三号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第三項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六條第一号に該当して法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が

の百三十二・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條及び附則第五項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の九十七・五、十二月に支給する場合には百分の百十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 略

3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第二項第三号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第二項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六條第一号に該当して法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が

支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員
員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは
失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失
職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第三項第四号におい
て同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十七・五（
特定幹部職員にあつては、百分の九十七・五）を乗じて得た額
の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基
礎額に百分の三十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の四
十七・五）を乗じて得た額の総額

3
5 略

附 則

1 略

2 当分の間、職員（医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）
の給料月額は、第四条及び第五条の規定にかかわらず、これらの
規定の適用（別表第四第一号の表の備考二及び別表第四第二号の
表の備考二の規定の適用を除く。）による額に、当該額に百分の
〇・八五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、別表第
四第一号の表の備考二に規定する職員の給料月額は前段の規定に
より算出した額に七千七百円を、別表第四第二号の表の備考二に
規定する職員の給料月額は前段の規定により算出した額に七千五
百円をそれぞれ加算した額とする。

3 平成三十年十二月三十一日までの間、職員（次の表の給料表欄
に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のう

支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職
員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しく
は失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失
職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号におい
て同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五（
特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額
の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基
礎額に百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五
十）を乗じて得た額の総額

3
5 略

附 則

1 略

2 当分の間

、職員（次の表の給料表欄
に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のう

ち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第五項及び第六項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第五項において「給料月額減額基礎額」という。））

二・三 略

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第二十二条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第六項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二条第二項前

ち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第四項及び第五項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第四項において「給料月額減額基礎額」という。））

二・三 略

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第二十二条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第五項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二条第二項前

段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第六項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二条第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額）

五〇七 略

略

4 略

5 附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十四条から第十七条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十九条の二の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

6 附則第三項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に

段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第五項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二条第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額）

五〇七 略

略

4 略

5 附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十四条から第十七条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十九条の二の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に

定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・七七五（特定幹部職員にあつては、百分の〇・九七五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の七十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十七・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

6・7
略

定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八二五（特定幹部職員にあつては、百分の一・〇二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

※ 別表第一から別表第六までの給料表の新旧対照表は略

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正）

新

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

3
3
6
略

（給与条例の適用除外等）
第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例

旧

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

3
3
6
略

（給与条例の適用除外等）
第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例

第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正）

新

（給与に関する特例）
第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

旧

（給与に関する特例）
第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

3 6 略

（給与条例の適用除外等）
第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採

号給	給料月額 円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

3 6 略

（給与条例の適用除外等）
第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採

用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。 附 則 1 略 2 当分の間、第一号任期付研究員の給料月額は、第五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該額に百分の〇・八五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額と、第二号任期付研究員の給料月額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該額に百分の〇・八五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。	用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。 附 則 1 略 2 平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十七・五」とあるのは、「百分の百五十六・二五」とする。
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第五条による改正） 新 （特定任期付職員の給与に関する特例） 第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	（特定任期付職員の給与に関する特例） 第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 旧

2
5
略

号給	給料月額 円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

2
5
略

号給	給料月額 円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第六条による改正）

新

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

給号	給料月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2
5
略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員

旧

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

給号	給料月額 円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

2
5
略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員

附 則	新	員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。 附 則 13 略 （給料月額の特例措置） 4 当分の間、特定任期付職員の給料月額は、第七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該額に百分の〇・八五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。
附 則	旧	員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。 附 則 13 略 （平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における特定任期付職員の給料月額の特例措置） 4 特定任期付職員のうち、その号級が第七条第一項の給料表の三号給から七号給までである職員及び同条第三項の規定による給料月額を受ける職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、同条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定による額から、当該額に百分の九・七七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）の一部改正（第七条による改正）

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつてはその差額に相当する額(給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。)の三分の二に相当する額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額の三分の一に相当する額を給料として支給する。

一 適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員、医療職給料表(若しくは任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員又は同条第一項若しくは任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるものいづれにも該当しない職員百分の九十九・一

給料表		職務の級	号給
行政職給料表		一級	一号給から五十六号給まで
	二級	二級	一号給から二十四号給まで
	三級		一号給から八号給まで
	一級		一号給から五十二号給まで
公安職給料表		二級	一号給から四十四号給まで

公安職給料表

[illegible]

には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

10 前三項に規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八條第二項、第二十一條第五項（給与条例第二十二條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第二十三條の第二項、第二十三條の第三項及び第二十三條の第三の第二項の規定の適用については、給与条例第八條第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額（以下「差額相当額」という。）との合計額」と、給与条例第二十一條第五項、第二十三條の第二項、第二十三條の第三項及び第二十三條の第三の第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。

11 附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する次の表の上欄に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）第三条第一項、任期付研究員条例第五条第五項及び任期付職員条例第七条第四項	給料月額	給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第四条	教職調整額は	教職調整額（第三号に掲げる条例（第六條の五第二項を除く。）及びこれに基づく人事委

7|
5|
18|
略

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正（附則第十四項による改正）

（時間外勤務手当及び休日勤務手当）

第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第十九条の二第五号中「特地勤務手当」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、同条例附則第五項中「給料月額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定す

12|
5|
23|
略

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第十五条第二項	給料月額	員会規則等の規定の適用については、給料月額に対する教職調整額（は）給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額（第二十條第二項において「差額相当額」という）との合計額
職員の特殊勤務手当に関する条例第二十條第二項	給料月額	給料月額と差額相当額との合計額

（時間外勤務手当及び休日勤務手当）

第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第十九条の二第五号中「特地勤務手当」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、同条例附則第四項中「給料月額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定す

るへき地手当」と、「同条に」とあるのは「第十九条の二に」と、「給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額減額基礎額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに同条第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。

るへき地手当」と、「同条に」とあるのは「第十九条の二に」と、「給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額減額基礎額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに同条第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。

職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部改正（附則第十五項による改正）

新

旧

附則

1・2 略

（給与条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第三項第一号、第三号及び第四号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第三号及び第四号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額で除して得た額」とする。

4 略

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第三項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定めら

附則

1・2 略

（給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第二項第一号、第三号及び第四号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第三号及び第四号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額で除して得た額」とする。

4 略

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定めら

れたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。	7 給与条例附則第三項又は市町村立学校職員給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第五項」とする。
れたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。	7 給与条例附則第二項又は市町村立学校職員給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）の一部改正（附則第十六項による改正）

新	附則 11 略 （一般職の職員の給与に関する条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 12 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」とあるのは、「附則第五項」とする。	旧	附則 11 略 （一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 12 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」とあるのは、「附則第四項」とする。
----------	---	----------	---

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九条）の一部改正（附則第十七項による改正）

新	1 略 附則	旧	1 略 附則
----------	-------------------	----------	-------------------

附 則	附 則
新	旧
職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年秋田県条例第六号）の一部改正（附則第十八項第一号による改正）	
（給与条例附則第三項等の規定により給与が減ぜられて支給される短時間勤務職員に関する読替え） 2 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である者を除く。次項において同じ。）に対する給与条例附則第三項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。 3・4 略	（給与条例附則第二項等の規定により給与が減ぜられて支給される短時間勤務職員に関する読替え） 2 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である者を除く。次項において同じ。）に対する給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。 3・4 略
1 略 2 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第五項」とする。	1 略 2 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十九年秋田県条例第六十七号）の一部改正（附則第十八項第二号による改正）

2 1
略

一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第五項」とする。

2 1
略

一般職の職員の給与に関する条例附則第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。

「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第 300 号）

平成 27 年 12 月 8 日
人 事 課

1 改正理由

給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、国家公務員の退職手当制度に準じ、退職手当の調整額を改定する必要がある。

2 改正内容

- (1) 退職前 5 年間の職責に応じて加算することとされている調整額の月額を次のとおり改定する。（第 6 条の 4 関係）

区 分	標準的な職位	改正前	改正後
第 1 号区分	本庁部長級	50,000円	65,000円
第 2 号区分	本庁次長級	45,850円	59,550円
第 3 号区分	本庁課長級	41,700円	54,150円
第 4 号区分		33,350円	43,350円
第 5 号区分	主幹級	25,000円	32,500円
第 6 号区分	副主幹級	20,850円	27,100円
第 7 号区分	主査級・主任級	16,700円	21,700円

（参考）退職手当の支給額＝基本額＋調整額

基本額：退職時給料月額×勤続年数・退職事由別支給割合×調整率

調整額：退職前 5 年間の職責に応じた月額の 60 月分の合計額

- (2) 勤続期間 24 年以下の退職者に対しては支給していない調整額の第 7 号区分について、他の区分と同様支給対象とする。（第 6 条の 4 関係）

3 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(退職手当の調整額) 第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六条第一項に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職にされ、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めていゝるものに限る。第八条第五項において「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七条第四項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。（ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一	(退職手当の調整額) 第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六条第一項に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職にされ、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めていゝるものに限る。第八条第五項において「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七条第四項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。（ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一

順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 六万五千元
- 二 第二号区分 五万九千五百五十円
- 三 第三号区分 五万四千五百五十円
- 四 第四号区分 四万三千三百五十円
- 五 第五号区分 三万二千五百円
- 六 第六号区分 二万七千五百円
- 七 第七号区分 二万七千七百円
- 八 略

2・3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する

傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

二 略

三 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のものの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

四 略

5 略

順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 五万円
- 二 第二号区分 四万五千八百五十円
- 三 第三号区分 四万七千七百円
- 四 第四号区分 三万三千三百五十円
- 五 第五号区分 二万五千円
- 六 第六号区分 二万八千五百円
- 七 第七号区分 一万六千七百円
- 八 略

2・3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者のうち自己都合退職者

一年以上四年以下のもの 前号 以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

三 略

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のものの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 略

5 略

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
（議案第 301 号）

平成 27 年 12 月 8 日

人 事 課

1 改正内容

一般職の職員の給与改定により、知事、副知事及び常勤の監査委員に対する期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

支給期	現 行	改 正 後	
		平成 27 年度	平成 28 年度以降
6 月	1. 45 月	1. 45 月	1. 50 月 (0. 05 月)
12 月	1. 50 月	1. 55 月 (0. 05 月)	1. 50 月 (△0. 05 月)
年間計	2. 95 月	3. 00 月 (0. 05 月)	3. 00 月

（ ）内は直前の支給月数からの増減

2 施行期日等

平成 27 年度支給分 公布の日施行、平成 27 年 12 月 1 日適用

平成 28 年度以降支給分 平成 28 年 4 月 1 日施行

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。 3・4 略	（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。 3・4 略
新	旧
（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び 「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。 3・4 略	（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。 3・4 略

